



島根県報

平成25年1月25日（金）

第2,464号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (建 築 住 宅 課) 2

【告 示】

農業振興地域の指定の一部改正（2件） (農 業 経 営 課) 2

保安林予定森林（12件） (森 林 整 備 課) 3

解除予定保安林（2件） (") 8

漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生 (水 産 課) 9

島根県中小企業制度融資要綱の一部改正 (中 小 企 業 課) 9

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正 (建 築 住 宅 課) 10

島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料の一部改正 (") 10

【公 告】

河川法の規定による簡易代執行により除却した工作物の保管 (河 川 課) 11

【特定調達公告】

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センターにおける灯油の購入に係る (病 院 局) 13

一般競争入札の実施

【選管告示】

島根県選挙管理委員会委員長の選任 15

公布された条例等のあらまし

◇島根県営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（規則第1号）

島根県営住宅条例の一部を改正する条例第3条の規定の施行期日は、平成25年1月25日とすることとした。

規 則

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成25年 1月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第1号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

島根県営住宅条例の一部を改正する条例（平成24年島根県条例第86号）第3条の規定の施行期日は、平成25年1月25日とする。

告 示**島根県告示第37号**

農業振興地域の指定（昭和45年島根県告示第293号）の一部を次のように改正する。

平成25年 1月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

4 斐川地域の項を次のように改める。

4 削除

注中「、隠岐支庁」を削り、「関係市町役場」を「関係市役所」に改める。

島根県告示第38号

農業振興地域の指定（昭和45年島根県告示第892号）の一部を次のように改正する。

平成25年 1月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

3 出雲地域の項地域の範囲の欄を次のように改める。

出雲市のうち次の図面の赤色で着色した部分（(ア)昭和51年島根県告示第712号で定められた出雲都市計画用途地域の区域、(イ)平成10年11月2日平田市告示第85号で定められた平田都市計画用途地域の区域、(ウ)昭和47年島根県告示第63号で定められた大社都市計画用途地域の区域、(エ)平成12年斐川町告示第39号により定められた出雲都市計画用途地域、(オ)昭和40年5月26日建設省告示第1382号で定められた臨港地区、(カ)港湾法に基づき、昭和39年島根県告示第316号で定められた港湾隣接地域の河下奥宇賀地区及び多伎地区、(キ)鳥獣保護及び狩猟に関する法律に基づき、昭和43年島根県告示第540号で定められた鱒淵特別保護地区、(ク)平成元年11月17日運輸省告示第648号により定められた出雲空港用地及び斐川町沖洲のうち出雲空港用地と宍道湖に囲まれた区域、(ケ)昭和47年9月1日に指定された西田1から4まで、佐香1、佐香3から6まで、久多美、旅伏山及び十六島の各官行造林、(コ)斐川町阿宮字柳谷2074、2605、2610、2611の1—5及び2612、字大谷2613の2及び2614、字青木谷2603の1—5及び2604の1—6、字大袋向2271の1、字鍋倉2266、字大袋2065、2067及び2068並びに字龍谷2066並びに斐川町三絡字奥2342の各官行造林、(ク)平成19年島根県告示第23号で定められた斐伊川地域森林計画区の林班番号第428から第433まで、第452から第460まで、第496、第502、第506、第507の3、第508の3及び第509

から第513までのうち平成18年12月27日現在の各保安林、(シ)小田国有林、(ス)自然公園法に基づき昭和38年4月10日厚生省告示第181号で定められた大山隠岐国立公園の日御碕特別保護地区及び島根半島西部特別地域(第1種・第2種)並びに昭和62年島根県告示第473号で大社町及び平田市の区域のうち別添図面の斜線部分を農業振興地域の縮小を行うこととされた区域、(セ)斐川町学頭・神庭のゴルフ場用地)を除く区域

注中「隠岐支庁、各農林振興センター及び関係市町役場」を「東部農林振興センター及び関係市役所」に改める。

島根県告示第39号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成25年 1月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市旭町来尾475-1、916-1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第40号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成25年 1月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市旭町都川1711-1、2665-5、2686-5、2686-9

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第41号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年1月25日

島根県知事 溝口善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市旭町今市270-2、271、1210-1、1210-2、1210-10、1210-11

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第42号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年1月25日

島根県知事 溝口善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市旭町都川2588-8

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第43号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 1月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

益田市下波田町669-1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第44号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 1月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡川本町大字川本2707-1・2709-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第45号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 1月25日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
邑智郡美郷町地頭所381-1、403
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第46号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年1月25日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
邑智郡美郷町都賀行160-5（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第47号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年1月25日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿足郡津和野町左鑑字後カ谷1948-2、1948-5、1948-6
-

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第48号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 1月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町左鑑字さな満983、字高山平2224、字立山2225-3、2225-4、2225内1、2225-7

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第49号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 1月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡吉賀町蓼野1516-1・1519続1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第50号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 1月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡吉賀町朝倉967-1、1712-4から1712-7まで、1713から1716まで、1731-5から1731-7まで、1732から1742まで、1743-2、1743-5、1744

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第51号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 1月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

鹿足郡津和野町左鏡字猪退谷2035-31

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第52号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 1月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

鹿足郡吉賀町柿木村木部谷1209・1210-1・1213・1213-1・1214-1・1216-1・1217-1・1218（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第53号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成25年 1月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

隠岐の島加入区（漁業協同組合JFしまね）

島根県告示第54号

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

平成24年 1月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表特別融資の部経営改善長期借換資金の項の次に次のように加える。

経営力強化支援資金	中小企業者又は組合であつて、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第17条第2項に規定する認定経営革新等支援機関の支援を受け、経営の改善に係る計画を作成し	設備資金 運転資金	280,000,000 円	年1.75パーセント	年1.60パーセント	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内 ただし、保証付きの既往借入金を借り換える場合は、10年以内	1年以上 内据置き 原則として元金均等 月賦	法人1人以上 個人原則として不要	取扱金融機関 又は保証協会 の決定による。	要（年0.4パーセント以上1.50パーセント以下）	商工会議所 商工会 中央会 商工会連合会 産業振興財団	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 信連 農協 JFしまね
-----------	--	--------------	------------------	------------	------------	---	---------------------------------	---------------------	-----------------------------	---------------------------	---	---

ているもの										
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表の注の1中「経営改善長期借換資金」の次に「及び経営力強化支援資金」を加え、同表の注の3の(4)中「(平成11年法律第18号)」を削る。

附 則

この告示は、平成25年2月1日から施行する。

島根県告示第55号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成22年島根県告示第102号）の一部を次のように改正し、平成25年1月25日から施行する。

平成25年1月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「

表浜田市の項中	浜田市	熟田	簡易耐火構造平家建	昭和34	0.90	を
		緑ヶ丘	高層耐火構造10階建	平成6	0.99	
	周布		中層耐火構造3階建	平成元	0.92	
				平成2		
	小福井		簡易耐火構造平家建	昭和42	0.92	
				昭和43		

」

「

浜田市	緑ヶ丘	高層耐火構造10階建	平成6	0.99	に、
	周布	中層耐火構造3階建	平成元	0.92	
			平成2		

」

「

	木造2階建	平成24		を
内田	簡易耐火構造平家建	昭和44	0.88	

」

「

	木造2階建	平成24		に改める。
--	-------	------	--	-------

」

島根県告示第56号

島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料（平成22年島根県告示第177号）の一部を次のように改正し、平成25年1月25日から施行する。

平成25年1月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「

表浜田市の項中	周布団地	1,365円	を
	小福井団地	—	

」

(735円)

周布団地

1,365円

に、

汐入団地 4

1,680円

内田団地

-

を

(420円)

汐入団地 4

1,680円

に改める。

公**告**

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じた措置について、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、同条第4項の規定により当該工作物を保管したので、同条第5項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公告する。

なお、当該工作物の保管に要した費用については、河川法第75条第9項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

平成25年 1月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

(1) 係留施設一式及びその他附属物一式 13基

(2) 船舶1隻

2 当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除去した日時

(1) 場所

二級河川堀川水系堀川

ア 神光寺橋上流約50メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式

イ 神光寺橋上流約70メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式

ウ 一畑電車大社線鉄道橋下流約20メートルの右岸に係留されている船舶1隻、係留施設及びその他附属物一式

エ 一畑電車大社線鉄道橋下流約120メートルの右岸に設置されている係留施設及びその他附属物一式

オ 一畑電車大社線鉄道橋下流約150メートルの右岸に設置されている係留施設及びその他附属物一式

カ 宇賀橋下流約30メートルの右岸に設置されている係留施設及びその他附属物一式

キ 宇賀橋下流約110メートルの右岸に設置されている係留施設及びその他附属物一式

ク ご縁橋上流約100メートルの右岸に設置されている係留施設及びその他附属物一式

ケ ご縁橋上流約130メートルの左岸に設置されている係留施設及びその他附属物一式

コ 宇賀橋下流約80メートルの左岸に設置されている係留施設及びその他附属物一式

サ 宇賀橋下流約30メートルの左岸に設置されている係留施設及びその他附属物一式

シ ご縁橋上流約60メートルの左岸に設置されている係留施設及びその他附属物一式

ス ご縁橋上流約5メートルの左岸に設置されている係留施設及びその他附属物一式

(2) 日時

ア 平成24年12月18日 8時48分から同日 9時13分まで

イ 平成24年12月17日 14時07分から同日14時20分まで

ウ 平成24年12月17日 9時45分から同日11時50分まで

エ 平成24年12月17日 13時15分から同日13時40分まで

オ 平成24年12月17日 13時40分から同日13時55分まで

カ 平成24年12月19日 10時56分から同日11時36分まで

キ 平成24年12月19日 9時50分から同日10時05分まで

ク 平成24年12月17日 10時55分から同日11時25分まで

ケ 平成24年12月18日 14時56分から同日15時15分まで

コ 平成24年12月18日 13時55分から同日14時55分まで

サ 平成24年12月18日 9時34分から同日10時05分まで

シ 平成24年12月18日 10時06分から同日10時30分まで

ス 平成24年12月18日 15時45分から同日15時52分まで

3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 日時

ア 平成24年12月18日 13時25分

イ 平成24年12月17日 15時50分

ウ 平成24年12月17日 15時50分

エ 平成24年12月17日 15時50分

オ 平成24年12月17日 15時50分

カ 平成24年12月19日 14時11分

キ 平成24年12月19日 14時11分

ク 平成24年12月17日 15時50分

ケ 平成24年12月18日 16時45分

コ 平成24年12月18日 16時45分

サ 平成24年12月18日 13時25分

シ 平成24年12月18日 13時25分

ス 平成24年12月18日 16時45分

(2) 場所

県道斐川出雲大社線 北神立橋 斐川町側桁下 県有地

4 当該工作物を返還するため必要な事項

(1) 当該工作物の所有者、占用者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所が確認できる書類の掲示

(2) 所有者等であることを証明する書類の掲示

5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所

〒693-8511 出雲市大津町1139

出雲県土整備事務所維持管理部管理第一グループ 電話 0853-30-5632

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成25年 1月25日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

1 調達内容

(1) 平成25年度における灯油の購入

規格 灯油 J I S 1 号

予定数量 610キロリットル

内訳 島根県立中央病院 220キロリットル

島根県立こころの医療センター 390キロリットル

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期間

平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日まで

(4) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目 1 番地 1 島根県立中央病院

島根県出雲市下古志町1574番地 4 島根県立こころの医療センター

(5) 入札方法

ア 入札者は、入札書に灯油 1 キロリットル当たりの単価を記載すること。

イ 入札単価については、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）の規定により入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「8 燃料・油脂類」、中分類「石油」に登録された者であること。

(4) (3)の入札参加資格の認定を受けた者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 本公告に示した物品を納入することができることを証明した者であること。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目 1 番地 1

島根県立中央病院事務局経営部施設管理グループ

電話 0853-30-6435

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成25年 1月25日から同年 3月15日までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は、土曜及び日曜を除く午前

9時から午後5時までとする。)

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 入札書の受領期限

平成25年3月26日 午前9時30分

郵送の場合は書留郵便とし、受領期限内必着とする。入札書を持参する場合も(1)の提出場所に受領期限までに届けること。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年3月26日 午前10時

イ 場所 島根県出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院 3階 会議室1

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

なお、免除に当たっては、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

なお、免除に当たっては、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定により定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度として行うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased :

610,000 liters of kerosene (JIS No.1) , to be used as fuel for the hospital during the 2013 Fiscal Year.

(2) Tender Submission Deadline : 26 March 2013, 9 : 30AM

(3) Information regarding tender : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi,

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第8号

平成25年1月16日開催した島根県選挙管理委員会において、次の者を島根県選挙管理委員会委員長に選任した。

平成25年1月25日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会委員長

松江市東朝日町125番地 津 田 和 美